（備考）

1．「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定・提示した運用商品ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。

2．「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

（法第83条第２項の規定による通知の状況）

9．事業主が法第83条第２項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

件　　数	移　換　金　額
人	円

（備考）　当該事業年度内に法第83条第１項の規定により個人別管理資産が連合会へ移換された者への同条第２項の規定による通知の実績を記載すること。

10．年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分／掛金総額区分（月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第２号に該当する者）

年齢区分／掛金総額区分（月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第３号に該当する者）

年齢区分／掛金総額区分（月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第４号に該当する者）

年齢区分／掛金総額区分（月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							